

訪問介護及び予防訪問介護重要事項説明書

訪問介護サービスの利用契約に対して、事業所の概要や提供するサービスの内容等を説明いたします。

1. 事業所の概要

- (1) 事業所名 : 有限会社 豊岡ケアサービス
所在地 : 〒668-0871 兵庫県豊岡市梶原350-5 電話番号 : 0796-29-0081
- (2) 事業の種類
《指定訪問介護事業（予防）》 介護保険の指定を受けています【事業者番号 第2874400175号】
《居宅介護支援事業》《介護タクシー事業》もあわせて実施しています。
- (3) 事業所の運営方針
関係法令に従い、居宅において要介護者等の有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるよう、身体介護・生活援助・その他生活全般にわたる介助を適切に行います。
- (4) 通常の事業実施地域
『豊岡市（旧豊岡市の区域）』の区域とします。
- (5) 営業日及び営業時間（サービスの提供日・時間ではありません）
営業日 : 月曜日から金曜日（祝祭日12月30日から1月4日、8月13日から15日を除く）
営業時間 : 午前8時30分から午後5時

2. 職員の体制（職員の配置については、指定基準を遵守しています）

訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

- ※管理者（事業統括） ・ ・ 1名（常勤・兼務）
※サービス提供責任者（調整・指導） ・ ・ 法定数（3名 常勤）
※訪問介護員（訪問介護の提供） ・ ・ 3名（常勤）、7名（非常勤）

3. 当事業所が提供するサービス

具体的なサービスの実施内容、実施日及び回数等は、介護計画に定められます。（ケアプラン）

- ※身体介護 ― 入浴、排泄、通院、食事介助、その他必要な身体介護を行います。
※生活援助 ― 調理、洗濯、掃除、買い物、その他日常生活に必要な家事を行います。
※通院等乗降介助 ― 通院時等車両への乗車・降車の介助を行います。
※介護予防訪問介護 ― 要支援認定者への全般的な介助を行います。（介護予防サービス）

4. 利用料金（利用料金は通常9割が介護保険から給付されます、自己負担1割）

- (1) 【要介護者利用料金】 ・ 平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次の通りです。

サービスの種類	20分以上		30分以上		1時間以上	
	20分未満	30分未満	30分未満	1時間未満	1時間半未満	1時間半以上 30分増す毎に
身体介護 自己負担額	1,660円 166円	2,440円 244円	3,870円 387円	5,670円 567円	820円 82円	
通院等乗降介助 自己負担額	970円 97円					
サービスの種類	20分以上 45分未満	45分以上		— —	— —	
生活援助 自己負担額	1,790円 179円	2,200円 220円		— —	— —	

- (2) 【要支援者の利用料金】 ・ 要支援者の介護予防サービスは月単位の定額利用料となります。

サービスの種類	サービスの内容	給付費	自己負担額
介護予防訪問介護（Ⅰ） 要支援1・要支援2	週1回程度の利用	11,760円／月	1,176円／月
介護予防訪問介護（Ⅱ） 要支援1・要支援2	週2回程度の利用	23,490円／月	2,349円／月
介護予防訪問介護（Ⅲ） 要支援2	週3回程度の利用	37,270円／月	3,727円／月

- (3) 【加算について】

- ・ 平常の時間帯以外にサービスを受ける場合には、料金が割増されます。
※早朝・夜間（午前6時から午前8時まで、午後6時から午後10時まで） : 25%増
※深夜（午後10時から午前6時まで） : 50%増
- ・ 2人の訪問介護員がサービスを行う必要のある場合は、2人分の料金となります。
- ・ 初回加算 ― 初回の訪問介護 2,000円／月
- ・ 緊急時訪問介護加算 ― 緊急に訪問介護を行った場合 1,000円／回
- ・ 処遇改善加算 ― 介護職員の処遇改善、 利用料金の8.6%

- (4) 利用料金のお支払い方法（自己負担料金）

料金は1ヶ月毎に計算し請求致します、指定預金口座から20日頃振替で徴収いたします。

5. サービス提供における事業者の義務及び留意事項

- (1) 当事業所では、サービスを提供するに当たって次のことを守ります。
- ①利用者の身体（体調・健康状態）及び財産の安全に配慮しサービスを実施致します。
 - ②利用者に対する身体拘束等の行動を制限する行為を行いません。
 - ③提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、利用者の請求に応じて閲覧・複写物を交付します。（サービス提供の記録保持）
 - ④サービス提供時において、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医等へ連絡を行うとともに、緊急搬送等の必要な処置を講じます。
 - ⑤サービスを提供するに当たって知り得た利用者又はご家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏らしません。契約が終了した後も継続します。（守秘義務）
但し、サービスの提供に必要な場合等には、個人情報を使用させていただきます。
 - ⑥訪問介護員は、サービスの提供に当たって次に該当する行為は行いません。
 - ・ 医療行為、飲酒及び同意なしに行う喫煙、宗教活動、政治活動、営利活動、迷惑行為。
 - ・ 利用者の家族等に対するサービスの提供、利用者からの金銭又は高価な物品の授受。
 - (2) 担当の介護員が業務上不適当と認められる場合には、交代を申し出ることが出来ます。
但し、特定の訪問介護員の指定には応じられない場合があります。
 - (3) 事業者が業務上の都合により、訪問介護員を交代することがあります。
交代する場合はサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮致します。
 - (4) 居宅介護計画と利用料金で定められたサービス以外の業務を依頼することは出来ません。
但し、サービスの実施に当たって利用者の事情・意向等に十分配慮致します。
 - (5) サービス実施の為に必要な物品、施設等は無償で使用させていただきます。
 - (6) サービス利用当日に、利用者の体調不良等で予定されていたサービスが実施出来ない場合には、相談の上サービス内容の変更を行います。
 - (7) 利用者の都合により、サービスの利用を中止・変更、もしくは新たなサービスを利用することができます。
この場合、利用予定日の前日までに申し出てください。
当日になって利用を中止された場合、取消料をお支払いいただく場合が有ります。
 - (8) 事業者の責任により利用者に生じた損害については、その損害を賠償致します。
介護事業者総合賠償保険に加入しています、賠償は保険の範囲内と致します。
 - (9) 当事業所における苦情やご相談の窓口は以下で受け付けます。
担当部署 : 事業管理者（川瀬洋次）、サービス提供責任者
受付時間 : 午前8時30分から午後5時、月曜日から金曜日まで
※豊岡市 健康福祉部 高年介護課 : 0796-24-2401

6. 契約について（契約の終了）

- (1) 契約期間満了の1ヶ月前までに終了の申し入れがない場合には、契約は更に要介護認定等の期間同じ条件で更新され、以後も同様となります。
契約期間中は継続してサービスを利用することが出来ますが、仮に次のような事項に該当するに至った場合には契約は自動終了します。
- ① 利用者が死亡した場合及び要介護認定で自立と判定された場合。
 - ②当事業所が介護保険の指定を取り消された場合及び事業を休廃止した場合。
- (2) 契約の期間中であっても、契約を解約することができます。その場合には、解約を希望する日の1週間前までに「解約届出書」をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約することができます。
- ①事業者が正当な理由なくサービスを実施しない場合。
 - ②事業者が利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい事情が認められる場合。
- (3) 以下の事項に該当する場合には、契約を解約させていただくことがあります。
- ①サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、催告にも関わらず支払われない場合。
 - ②利用者が、事業者又はサービス従事者等の財物・信用等を傷つけ又は生命・身体・健康に重大な影響を及ぼすおそれがある場合。及び自傷行為を繰り返す等、本契約を継続しがたい事情が生じた場合。

※説明及び交付を受け、訪問介護サービスの利用に同意します。

令和 年 月 日 時 分

利用者 様 印

代行者 様 印

事業者 有限会社豊岡ケアサービス
説明者
場 所 自宅